

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年12月 8日 (月) 午前・午後 10:00 ~ 11:00

事案担当課 : 産業振興課 (内線 2729)

件名	相模原市中小企業融資制度の見直しについて (1) 信用保証料補助金と利子補給金の見直しについて		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実									
総合計画の位置付け ■有 □無	政策名	中小企業の育成											
	施策名	経営安定化と経営革新の支援											
条例等制定・改廃 ■有 □無	条例名等	相模原市中小企業融資規則 相模原市中小企業融資利子補給規則 相模原市信用保証料補助規程	情報システム関連 ■有 □無										
提 案 由	(背景及び必要性等) 市の中小企業融資制度は、平成18年度から急激に利用が増加しており、この先数年間はこの傾向が続くものと思われる。 そのため、利用者サービスを低下させることなく、公平で効率的な制度への見直しを行う必要が生じている。												
概 要	<u>信用保証料補助金を廃止し、補給利率の引き上げを行うもの。</u> 信用保証料補助金の一部見直しを行い、補給利率の引き上げを行うもの。												
事 案 の 具 体 的 内 容	1 現 状	融資実績は、平成18年度から急速に伸びており、それに伴い予算規模も拡大している。(別紙)											
	2 課 題	①融資実績が伸び続けると、現行制度を維持していくことが困難になる。 ②国が導入した保証料率の弾力化 ^(注) の考えに準拠していないなどの問題も生じている。 (注) 保証料率の弾力化…保証制度の利用促進とモラルハザードを目的として、平成18年4月から導入した制度。一般保証では、保証料率を経営状況により0.45%から1.9%までの9段階に細分化した。											
	3 信用保証料補助と利子補給金の比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用保証料補助 (利用者補助)</th> <th>利子補給金 (金融機関補助)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メリット</td> <td>・借入れ当初の負担が軽減する。</td> <td>・返済期間を通して利子負担が軽減する。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>・雑収入として課税の対象となる。 ・繰上完済した場合、補助金を還付する必要がある。 ・利用者が申請手続きをする必要がある。 ・保証料率の違いにより、補助金に多寡が生じる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				信用保証料補助 (利用者補助)	利子補給金 (金融機関補助)	メリット	・借入れ当初の負担が軽減する。	・返済期間を通して利子負担が軽減する。	デメリット	・雑収入として課税の対象となる。 ・繰上完済した場合、補助金を還付する必要がある。 ・利用者が申請手続きをする必要がある。 ・保証料率の違いにより、補助金に多寡が生じる。	
		信用保証料補助 (利用者補助)	利子補給金 (金融機関補助)										
	メリット	・借入れ当初の負担が軽減する。	・返済期間を通して利子負担が軽減する。										
	デメリット	・雑収入として課税の対象となる。 ・繰上完済した場合、補助金を還付する必要がある。 ・利用者が申請手続きをする必要がある。 ・保証料率の違いにより、補助金に多寡が生じる。											
	4 見直しの視点	①利用者にとって使いやすく、公平感のある制度とすること。 ②景気の停滞や保証制度の拡充により、増大が予想される資金需要に応えられること。											
	5 見直しの内容	利用者の負担を抑え、単年度の財政負担の軽減を図り、公平で幅広い支援を可能とするため、 <u>①信用保証料補助金については、廃止する。</u> ①信用保証料補助金については、信用保証料の70%以内(限度額15万円)で統一する。 ②利子補給金については、資金の目的や利用実態に見合った補給利率の引き上げを行う。(別紙) ※見直しの対象:景気対策特別資金、景気対策特別小口資金、倒産関連防止資金											
	6 事業者意見の反映	これまでに4回開催した事業者説明会において意見聴取を行い、制度の見直しについては、おおむね了承された。 また、説明会でいただいた要望についても検討を行い、その結果、次の変更を行う。(別紙) ・倒産関連防止資金の融資期間の延長 (5年間から7年間) ・景気対策特別小口資金の金利引き下げ (<u>0.5%から0.2%</u>) (0.5%から0.3%)											

事業スケジュール

平成20年12月 8日 相模原市商工会議所工業部会への説明
 平成20年12月12日 相模原商工会議所サービス業部会、運輸部会、金融部会への説明
 平成20年 4月 1日 信用保証料補助金の廃止、利子補給率の改定

経費・事業対象その他

平成21年度(単年度) (単位:百万円)

	平成20年度 当初予算 A	平成20年度 決算見込額	平成21年度予算		平成21年度 削減効果額 B-A
			(制度変更前)	(制度変更後) B	
利子補給金	211	223(261)	223	311	100
信用保証料補助金	201	249(284)	249	0	△201
合計	412	472(545)	472	311	△101

※平成21年度予算(制度変更前)は、平成20年度決算見込みと同額。

利子補給5年間分との対比 (単位:百万円)

実行年度	合計	補給年度				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利子補給(上乗せ分)	736	100	131	155	171	179
信用保証料補助	△1,005	△201	△201	△201	△201	△201
削減効果額	△269	△101	△70	△46	△30	△22

事業実施にあたっての課題

- ・中小企業者の実態を踏まえた、公平かつ多くの事業者が利用できる制度の構築
- ・信用保証協会や金融機関との調整

検討経過

平成20年11月 7日 主管会議
 平成20年10月27日 相模原市建設関係七団体への説明
 平成20年11月14日 局経営会議
 平成20年11月26日 相模原商工会議所建設業部会への説明
 平成20年11月27日 相模原市商店街地域貢献活動推進協議会及び相模原市商店街加入促進協議会への説明
 平成20年12月 4日 相模原市商工会議所青年工業経営研究会への説明

経営調整会議・主管会議での主な意見・結果

【局経営会議での主な意見】

○中小企業融資制度の利用実績は。
 ⇒年間延べ1,400社程度が利用している。

○信用保証料補助を止めると利用者の負担感が増すのではないか。
 ⇒信用保証料は、融資金額から天引きされるケースが多いので、負担感はそれほど大きくないと思われる。

○中小企業の経営環境が厳しい中、予算規模が縮小すると中小企業支援が後退するような印象を与えないか。
 ⇒現在の信用保証料補助は、保証料率を考慮していないため、特定の人に手厚い制度となってしまう。新たな制度は、この部分を是正し利子補給率の上乗せを行い、公平な支援を行うものである。単年度の予算は縮小するが、初年度に厚かった補助を融資期間中に振り分けるものである。

○利子補給率の上乗せの考え方は。
 ⇒融資制度の利用実態を検証し、中小企業者が利用しやすい資金メニューを中心に利子補給率の充実を図った。

○商工会議所等へ説明し意見を聞くことも必要ではないか。
 ⇒意見交換の機会があった建設業団体へは説明をしたが、広く意見を聞くような機会は設けていない。

【■経営調整会議の結果】 【局経営会議の結果】

【○主管会議の結果】 事業者の意見などを聴取した上で、再度、局経営会議へ諮る。

※下線部が局経営会議後に変更した部分で、太字が変更後の内容。

局経営会議後の変更内容

○ 変更の内容

資金名	融資利率	利用者負担利率		返済期間		保証料補助限度額	
		旧	新	旧	新	旧	新
景気対策特別資金	2.2%	1.1%	0.6%	7年以内		なし	15万円
景気対策特別小口資金		0.5%	0.3%	5年以内			
倒産関連防止資金		1.1%	0.6%	5年以内	7年以内		

○ 経費・事業対象その他

平成21年度当初予算要求額

(単位：千円)

	利子補給	保証料補助	合計
現行制度のまま	403,980	469,458	873,438
利子補給上乘せ／保証料補助15万円限度	453,029	270,178	723,207

※年間2,400件、26,370,000千円で積算

【参考】融資実績の伸び

年度	件数	融資額	補助金額
平成17年度実績	912件	7,880百万円	300百万円
平成18年度実績	1,229件	11,219百万円	358百万円
平成19年度実績	1,476件	13,517百万円	466百万円
平成20年度当初	1,320件	12,100百万円	412百万円
平成20年度見込	2,200件	22,779百万円	692百万円

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年12月 8日(月) 午前・~~午後~~10:00 ~ 11:00

事案担当課 : 産業振興課 (内線 2729)

件名	相模原市中小企業融資制度の見直しについて (2) 地球温暖化防止支援資金の創設について		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け ■有 □無	政策名	中小企業の育成		
	施策名	経営安定化と経営革新の支援		
	政策名	地球環境の保全に向けた取り組み		
	施策名	環境負荷の低減を進めるしくみづくり		
条例等制定・改廃 ■有 □無	条例名等	相模原市中小企業融資規則 相模原市中小企業融資利子補給規則	情報システム関連 ■有 □無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 地球温暖化防止に向けた中小企業者の取り組みを促進するため、行政としても何らかの支援を行う必要が生じている。			
概 要	地球温暖化防止を目的とした新たな資金メニューを創設するもの。			
事 案 の 具 体 的 内 容	1 趣 旨			
	「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」を新たな都市像に掲げる本市にとって、低炭素社会の実現は重要なテーマであり、そのためには、中小企業者の取り組みを促進することが求められているが、中小企業者にとって新エネルギー等の導入は、大きな投資であり、行政の支援が望まれるところである。			
	市は、これまで特別融資制度を設け、公害防止や新製品開発などについて金融面での支援を行ってきたが、この特別融資の中に新たな資金メニューとして地球温暖化防止支援資金を新設し、中小企業者の支援を図っていく。			
	2 制度の内容			
	資金名	地球温暖化防止支援資金		
	融資種別	特別融資		
	対象者	次のいずれかに該当する中小企業者及び協同組合等 (1) 省エネルギー設備等を導入する者 例) 省エネタイプの機械・設備への切替など (2) 新エネルギー設備等を導入する者 例) 太陽光発電設備の導入、電気自動車の購入など (3) その他市長が地球温暖化防止に有効と認める設備等を導入する者 例) 屋上緑化、壁面緑化など		
	資金使途	設備資金(設備導入関連経費を含む。)		
	融資限度額	3,000万円		
	保証制度	限定なし		
	融資利率	2.4%以内(利用者負担利率0.4%以内、市負担利率2.0%) (利用者負担利率0.5%以内、市負担利率1.9%)		
	返済期間	7年以内(据え置き1年以内)		
	信用保証料補助	70%以内(限度額15万円)		
	申込先	取扱金融機関(確認書申請は産業振興財団)		
	審査方法	事業計画書をエネルギー管理士が確認		
実績報告	資金使途を確認するため実績報告書を徴する。			
備考	新エネルギー等に関する製品開発については、体質強化支援資金で対応する。			
3 類似する資金の導入状況				
東京都(融資限度額:1億円、融資利率1.97%~3.34%以内)				
神奈川県(融資限度額:8,000万円、融資利率2.3%以内)				

事業スケジュール	平成21年4月 地球温暖化防止支援資金の創設	
経費・事業対象その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実績想定 500万円規模（5年返済） 10件 ・平成21年度当初予算額 預託金…1,400万円 利子補給金…45万円（運営費等補助金） 信用保証料補助金…130万円 委託料…10万円（産業振興財団へ委託） 	
事業実施にあたっての課題		
検討経過	平成20年8月 環境経済局 取り組み方針に掲載	
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔局経営会議での主な意見〕</p> <p>○地球温暖化対策への取り組みは大手企業より中小企業の方が積極的であると思う。中小企業の経営安定に繋がる制度に加え、事業環境の整備を促進する支援制度の創設は非常によいと思う。</p>	
	<input type="checkbox"/> 経営調整会議の結果 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果	

※下線部が局経営会議後に変更した部分で、太字が変更後の内容。